

大和市告示第199号

大和市コンビニエンスストア等における証明書交付サービスの提供に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年12月19日

大和市長 古谷田 力

大和市コンビニエンスストア等における証明書交付サービスの提供に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市コンビニエンスストア等における証明書交付サービスの提供に関する要綱（平成27年大和市告示第227号）の一部を次のように改正する。

第3条中「のうち、次に掲げる事業者」を「であって、市長が別に定めるもの（地方公共団体情報システム機構が証明書交付サービスの提供店舗又は市区町村内設置として公表しているものに限る。）」に改め、同条各号を削る。

第5条中「のカード」を削り、同条第1号中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備（同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）

附 則

この要綱は、令和5年12月20日から施行する。